2007.3

【国内の PL 関連情報】

裁判外紛争解決手続き（ADR）の政府認証制度に愛称

（2007年2月7日　日本経済新聞）

仲裁、調停、あっせん等の裁判によらない方法での紛争解決を行う「裁判外紛争解決手続き（ADR：Alternative Dispute Resolution）」の政府認証制度がこの４月から始まるのを前に、法務省は、本制度の愛称を「かいけつサポート」と命名した。

ADR機関の活用は裁判に比べて時間やコストがかからない解決方法であるが、一部を除き、社会的認知度が低く、十分に活用されていないという指摘があった。このため、法務省では、今般、認証制度がスタートするのを機に、認知度を上げるとの観点で愛称を検討してきたもの。

法務省は利用者に対しホームページ上でこれら機関の専門分野や解決方法等を公開し、選択できるようにする。

ここがポイント

現在、我が国におけるＡＤＲ機関としては日本商事仲裁協会や各種ＰＬ（製造物責任）センター、各地の消費生活センターなどがあります。訴訟等の裁判手続きによる場合に比べ、時間やコストをセーブできる点でメリットがありますが、時効の中断が認められないなどの制約もあり、我が国ではあまり普及していませんでした。

こうした問題認識を踏まえ、「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（ＡＤＲ法）」が 2004 年 12 月に成立し、本年 4 月から施行されます。本法では、一定の要件を満たしたＡＤＲ機関に対する政府認証制度を新設するとともに、認証を受けたＡＤＲ機関の行う仲介業務等については、時効中断などの法的効力が認められることになります。ちなみに報道によれば、初年度だけで、「かいけつサポート機関」として認証を受ける機関は百数十にのぼるとみられています。

本制度により、製品欠陥などに関する苦情・クレームの受け皿がより充実し、企業に寄せられるクレーム件数や１件あたりの対応時間が増加することも考えられます。企業としては、この機会に、自社における製品クレーム対応スキル・キャパシティの現状をチェックすると同時に、ＡＤＲ機関を介した場合のクレーム対応スキームを今一度見直しておくことが望まれます。

介護ベッドを巡るPL訴訟で、被告メーカーが勝訴

（2007年2月14日　毎日新聞ほか）

脳梗塞のため自宅療養生活を送っていた 90 歳の女性が呼吸不全により死亡したのは、自宅で使用していた電動介護ベッドの欠陥によるものであるとして、この女性の遺族が介護ベッドのメーカーらを相手取り、8600 万円の損害賠償を求めて提訴していたPL訴訟に関し、2 月 14 日、京都地裁は被告勝訴の判決を下した。

訴訟において原告側は、「本件ベッドは、使用者の胸部及び腹部を圧迫する構造となっており、本件ベッドの使用を継続した結果、呼吸不全を引き起こした」などと主張したが、裁判所は「介護ベッドの構造上、利用者の胸部・腹部に多少の圧迫が生じることは避けられない」、「介護者が要介護者の姿勢や位置を調整することで、要介護者の受ける圧迫・負担を軽減することは可能である」などと判示して、原告の主張を退けた。原告側は控訴の意向を示している。

ここがポイント

本訴訟で争われた電動介護ベッドは、ギャッチベッド（在宅ケアベッドの一種で，背上げと膝上げの角度を調整することができるベッド）と呼ばれる製品です。

原告側は、①当該ベッドは利用者の腹部と胸部を圧迫する設計となっている、②身体の自由が利かない人には圧迫の危険性があることを警告していないとして、設計上の欠陥及び指示・警告上の欠陥を主張していました。

これに対して被告メーカーは、「本件ベッドは従来型の介護ベッドと比較して、むしろ利用者の胸部・腹部に対する圧迫は小さい」、「ギャッチベッドは身体の自由が利かない人の介護に有用であり、原告の主張する警告義務はない」などと反論していましたが、裁判所はほぼ被告側の主張に沿った形で判決を下しており、判決内容自体も妥当な結果であるといえます。

欠陥の有無の判断に関し、裁判所は判決の中で「欠陥があるというためには…同時期に製造・販売されていた同種のギャッチベッドと比較して、看過しがたい程度に、胸部及び腹部に対する圧迫が生じることを主張・立証することを要する」との見解を示した上で、この点に関する原告側の主張立証が認められなかったため被告勝訴に到っています。企業としては、自社製品の安全性を確保する際に、同種製品と比較して安全であると主張・立証しうるかという視点が不可欠であることを示唆しています。

鋼板製物置による閉じ込め事故が多発

（2007年2月27日　読売新聞ほか）

鋼材メーカーが 2002 年 7 月から 2005 年 5 月までに販売した鋼板製物置の一部で、高齢者や子どもが、庫内に閉じ込められる事故が過去に 7 件発生していることが判明した。

閉じ込めがあった製品には、いずれも、「ラッチ機構」と呼ばれる、扉を閉めた際に仮ロックがかかる機能が付帯されていた。物置の内部には解除ボタンが付いているが、庫内に入り、扉を閉めた子どもらが、解除ボタンの存在を知らず、扉がロックされた状態で閉じ込められてしまったことが明らかになっている。

メーカーは 2005 年 5 月以降に販売を開始した製品から仮ロックの機能を排除したが、閉じ込め事故が発生していることは公表していなかった。これまでに、この事故によるけが人は出ていない。

ここがポイント

閉じ込め事故がクローズアップされた例としては冷蔵庫の扉があり、子どもの死亡事故が発生したため、内側から容易に開く構造に変更されています。

本件製品では、収容物の保全を考慮して仮ロック機能を採用したと考えられますが、外側から扉を開ける際は、外側の取手が動いて仮ロックを解除する構造であるため、内側から開くための解除ボタンを庫内に備えていたとしても、内側から扉を閉めた使用者は仮ロックの存在に気が付かないという問題がありました。幸いけが人は出ていませんが、ケースによっては、閉じ込めらた子供がパニック状態になったり、長時間の閉じ込めにより健康被害が発生する可能性もないわけではありません。

メーカーとしては、自社製品の有用性や利便性を高める設計変更を施す際は、必ずリスクアセスメントを行い、設計変更により残存する危険性の有無・程度の検討を行うことが必要です。特に、一般家庭向けに販売する製品の場合は、リスクアセスメントにおいて子供や高齢者などの社会的弱者の存在を考慮に入れることが必要不可欠といえます。

【海外の PL 関連情報】

自動車のPL訴訟において、裁判所が類似する他モデルに関するデータ開示請求を容認

ピックアップトラックの横転事故に伴うルーフ部分の損壊により、重度の後遺障害を負ったとする原告が、製造元の自動車メーカーを相手取り、損害賠償を求めてジョージア州連邦地裁に提訴し

た。

裁判の過程において、原告は、被告メーカーに対して、同メーカーが製造する類似の 2 車種に関するデータについても開示するよう請求した。

原告が請求したのは、2 車種に関する

①ルーフ部分のデザインや構造に関する資料・データ

②横転事故実験データ

の 2 種類の資料・データであった。

これに対し裁判所は、①については、原告が事故原因となった車種との類似性について十分な説明をしていないとし、開示請求を退けた。

一方、②に関して、被告メーカーは、当初「ルーフ部分が損壊したかどうかにかかわらず、原告は同様の傷害を負っていた」との主張を展開していたが、その後、被告メーカー内部において、「横転事故の際、ルーフ部分が損壊しなかった場合には搭乗者は重大な身体傷害を負わない」とする、類似車種の実験データが存在することが明らかとなった。

この点に関し、被告メーカーは、「本件類似車種に採用されている乗員保護システムは、事故を起こした車種とは異なるものであり、請求に合理性がない」と主張したが、裁判所は、「被告メーカーの主張に対し、原告が適切に反論するためには、類似車種の実験データの開示が不可欠である」との見解を示し、原告の開示請求を容認した。

ここがポイント

裁判所は本件の判断において、「訴訟の対象となった車種と類似する車種に関する情報の開示については、PL 訴訟において繰り返し争点となっているが、『Black letter rule of law（条文や判例、または確定した基本的な法理）』はない」とコメントしています。これによれば、ケースバイケースで個別に判断される余地が大きいということになります。

本件においては、同じメーカーが製造した他の車種の横転事故実験データが、結果としてメーカーの当初の主張とは食い違う内容を示していたこともあり、開示請求が認められたものと考えられます。一方、開示請求が認められなかった本文①のデータ（類似車種のルーフ部分のデザインや構造に関する資料・データ）についても、原告側の説明内容によっては結果が異なっていた可能性もあります。

PL 訴訟を提起された被告企業としては、原告から要求される開示請求の範囲・内容を広めに見込んだ上で、該当すると考えられる資料・データの内容と突き合せつつ、自社の反論・反証について合理性・客観性が確保できているかどうかを検証しておくことが必要といえます。

タバコPL訴訟を巡り、連邦最高裁が高額な懲罰賠償金について違憲判断を下す

2 月 20 日、連邦最高裁は、タバコ会社に対して 8000 万ドル（約 94 億円）の懲罰賠償金を課す内容の評決を支持したオレゴン州最高裁判決に関し、「懲罰賠償金算定の前提となる考え方に問題があり、過大な金額となっている」として判決を破棄し、オレゴン州最高裁へ差し戻した。

連邦最高裁は、本件評決では、懲罰賠償金の算定にあたって、訴訟当事者以外の第三者に対するタバコの健康被害も考慮された結果、懲罰的損害賠償額が高額になったと認定。その上で、「本件は、訴訟外の第三者に対する不法行為も含めて罰する結果となり、憲法で保障された法の適正手続に違反している」と判断を示した。

本件訴訟は、1 日 2 箱の喫煙を 45 年間続けた結果、肺がんにより死亡した男性の妻が 1996 年に提訴。一審では填補的賠償金 82 万ドル（約 9600 万円）と懲罰的損害賠償金 8000 万ドルの評決が出され、評決後の減額判決により懲罰的賠償金が 3,200 万ドル（約 37 億円）にされたものの、控訴審では懲罰的賠償金が 8000 万ドルに戻された。

その後、被告タバコ会社は州最高裁へ上訴したが却下されたことより、連邦最高裁に上訴。連邦最高裁は再考を促す形で州控訴裁へ差し戻したが、州控訴裁が再び 8000 万ドルの懲罰的損害賠償額を認定し、州最高裁もこれを支持したため、被告は再度連邦最高裁に上訴し、昨年 10 月 31 日より審議されていたものである。

ここがポイント

懲罰賠償金高額化の問題に関し、連邦最高裁は 2003 年の判決の中で、懲罰賠償金を課す際の判断基準を示しており、その 1 つとして、填補的賠償金に対する懲罰賠償金の倍率は 1 桁台に保たれることが望ましいとの判断を出しています。

本事案の場合、填補的賠償金に対する懲罰賠償金の倍率は約 100 倍となっていますが、今回の連邦最高裁の判断では、倍率の問題については触れずに、訴外の第三者に対する損害を懲罰賠償金算定上考慮に入れている点を問題視して違憲判断を下しています。

今回の事案からも見てとれるように、連邦最高裁としては、過大な懲罰賠償金を抑制するとの従来のスタンスを堅持しており、この点は評価できるものといえます。一方、州裁レベルでは、依然として過大な懲罰賠償金を課す評決が多く見られているのが現状であり、被告企業としては、過大な懲罰賠償を課せられた事案に対しては、違憲の主張を展開しつつ、今後とも徹底的に争っていくべきであるといえます。

■株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　法務・環境部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 2007 by InterRisk Research Institute & Consulting, Inc.
本資料の全部または一部の複写・転写等に関しましては、お手数ながら
㈱インターリスク総研（03-3259-4283）まで事前にご照会下さい。

〈お問い合わせはこちらまで〉